

令和8年1月26日

天塩町議会議長 横山 敦様

天塩町議会改革特別委員会

委員長 渡辺修勝

### 天塩町議会改革特別委員会中間報告書

本特別委員会は、令和6年第4回天塩町議会定例会において設置され、付議事件として議会改革に関する調査研究とし、計5回の委員会を開催する中で、集中的に議員定数、常任委員会のあり方、議員報酬の3項目について慎重に検討し、また、透明性と公平性確保の観点から審議会への諮問について合わせて検討いたしましたので、その結果を会議規則第47条第2項の規定により、次のとおり中間報告をいたします。

#### 記

##### 1 検討の経過

議員のなり手不足は全国的に課題となっているが、当議会においては議員の欠員はなく、現在、なり手不足という課題が顕著化しているわけではない。しかし、人口減少の実態に鑑み、次期改選時の議員定数や改選後の常任委員会のあり方、議員報酬について、令和6年1月18日から令和7年1月2月4日まで、計5回の委員会を開催し、慎重に検討した。

##### (委員会の開催状況)

令和6年1月2月18日	令和6年 第1回	議会改革特別委員会
令和7年 1月17日	令和7年 第1回	議会改革特別委員会
令和7年 3月19日	令和7年 第2回	議会改革特別委員会
令和7年 5月16日	令和7年 第3回	議会改革特別委員会
令和7年1月2月 4日	令和7年 第4回	議会改革特別委員会

##### 2 主な検討項目

- (1) 議員定数について
- (2) 常任委員会のあり方について
- (3) 議員報酬改定について
- (4) 審議会への諮問について

### 3 特別委員会の委員構成（委員9人）

委員長 渡辺修勝  
副委員長 草刈幸男  
委員 横山敦 委員 後藤忍  
委員 石山直継 委員 菊地敏  
委員 山本春光 委員 長山志津子  
委員 桑田孝彦

### 4 検討結果の報告

#### （1）議員定数について

##### ①天塩町議会の議員定数の改定経過 (単位：人)

	議員定数	人口(4月末)	議員一人当たり
昭和 58年5月1日	20	5,732	287
昭和 62年5月1日	16	5,432	340
平成 7年5月1日	14	4,825	345
平成 15年5月1日	13	4,121	317
平成 19年5月1日	10	3,833	383
平成 23年5月1日	9	3,610	401
令和 7年5月1日	9	2,560	284

##### ②留萌管内町村議会における議員定数 (単位：人)

	議員定数	人口(R7.4.30)	議員一人当たり
天塩町	9	2,560	284
遠別町	8	2,237	279
初山別村	8	977	122
幌羽町	11	5,871	533
苦前町	8	2,651	331
小平町	8	2,638	330
増毛町	10	3,472	347

##### ③本特別委員会の検討結果

議員定数が現在の9人に改定されたのは平成23年で、この間14年経過しており、天塩町の人口は、3,610人から2,560人へ1,050人の減となっている。また、留萌管内の同規模町の遠別町・苦前町・小平町の議員定数は8人となっている。

本委員会では、天塩町の人口減少の状況また管内の同規模町の議員定数などを踏まえ

慎重に検討を行った中で、次期改選時における議員定数については、現在の 9 人から 1 人減の 8 人とすることが適当であるとの結論に達した。

## (2) 常任委員会のあり方について

### ①留萌管内町村議会における常任委員会数

	定数	常任委員会	
天 塩 町	9 人	3	・総務文教・産業厚生・広報広聴
遠 別 町	8 人	1	・総務産業
初 山 別 村	8 人	1	・総務経済
羽 幌 町	11 人	3	・総務産業・文教厚生・広報広聴
苦 前 町	8 人	1	・総務産業
小 平 町	8 人	1	・総務産業
増 毛 町	10 人	2	・総務文教・産業厚生

### ②本特別委員会の検討結果

議員定数の改定を検討すると同時に常任委員会数についても慎重に検討を行った。議員定数を 8 人とした場合、定数 8 人の管内 4 町村の常任委員会数は 1 つである。しかしながら、この 4 町村議会における広報部門については、特別委員会が所管しており、当議会のように常任委員会としている町村はない。本委員会の検討の結果、町民に伝わりやすく丁寧な情報発信を行っていくうえで引き続き、議会広報広聴委員会は常任委員会として設置し、次期改選以降においては、現在の総務文教常任委員会と産業厚生常任委員会を 1 つにした総務産業常任委員会（仮称）と、議会広報広聴委員会の 2 つの常任委員会設置が適当であるとの結論に達した。

## (3) 議員報酬改定について

### ①議員報酬の改定経過

	報酬額	議員定数
昭和 60 年 1 月 1 日	120,000 円	20 人
昭和 63 年 10 月 1 日	145,000 円	16 人
平成 4 年 1 月 1 日	170,000 円	14 人
平成 7 年 1 月 1 日	190,000 円	14 人
平成 16 年 4 月 1 日	175,000 円	10 人
平成 19 年 5 月 1 日	190,000 円	10 人
平成 19 年 10 月 1 日	175,000 円	10 人
平成 23 年 5 月 1 日	190,000 円	9 人

## ②全道町村における議員報酬の平均額

(R6.7.1 現在)

	議員報酬額	各町村
石狩管内	215,000 円	—
渡島管内	205,778 円	—
檜山管内	171,714 円	—
後志管内	177,158 円	—
空知管内	186,214 円	—
上川管内	168,684 円	—
留萌管内	189,286 円	天塩町 190,000 円 遠別町 190,000 円 初山別村 170,000 円 羽幌町 200,000 円 苦前町 190,000 円 小平町 190,000 円 増毛町 195,000 円
宗谷管内	178,222 円	—
オホーツク管内	191,333 円	—
胆振管内	191,857 円	—
日高管内	201,571 円	—
十勝管内	193,944 円	—
釧路管内	212,171 円	—
根室管内	198,500 円	—
全道平均	191,531 円	—

(出典) 北海道町村議会議長会「第 70 回町村議会実態調査」

## ③本特別委員会の検討結果

当議会における議員報酬は、平成 7 年 1 月以降報酬額は上がっておらず、これまでの間、时限で 2 度ほど議員報酬を減額したが、平成 7 年当時に改定した 190,000 円の議員報酬額が基本となっている。議員定数については、平成 7 年は 14 人に対し、現在 9 人まで、削減している。更に次期改選にあたっては、現状から 1 人減の 8 人、また、総務文教・産業厚生の両常任委員会を 1 つにするよう検討しており、改選後の議員 1 人にかかる仕事量や責任の大きさは更に増すものである。

現時点の当議会における議員報酬額は、全道的にみて平均的な水準ではあるものの、昨今、議員のなり手不足や物価高などから見直しをしている議会がでてきている。

本委員会においては、報酬について町財政への懸念などから、報酬増か現状維持か議論が慎重に行われたが、議員報酬の改正が長期間行われていないことや、改定後の報酬額は次期改選後から適用するもので、未来の議員の報酬改正を現議員で行うべきであり

報酬の検討のタイミングは先送りできないという考え方で検討を進めた。

議員報酬は生活給ではないと言われながらも、近年の物価高や平成7年当時の賃金上昇などの要因から、議員報酬を上げるべきとし、要請額を次のとおりとした。

#### ア) 町へ要請する議員報酬額

【現行】

	報酬額
議長	260,000円
副議長	220,000円
委員長	200,000円
議員	190,000円

【要請額】

	報酬額
議長	285,000円
副議長	240,000円
委員長	220,000円
議員	210,000円



#### イ) 要請額算定にあたって算出根拠等

①額の算定にあたっては、議員の活動が可視化しやすいよう、全国町村議会議長会において用いられている原価方式算定式を用いた。

(原価方式算定式)

$$\frac{\text{議会・議員活動量}}{\text{首長活動量}} \times \text{首長の給料} = \text{議員報酬額}$$

(天塩町における議会議員活動量)

議会活動量	(本会議・委員会・全員協議会・派遣など)	31日
議員活動量	<p>◆議案の精読 35時間 (定例会4回・臨時会2回・全協10回) ◆一般質問・議会活動にかかる調査研究 39時間 ◆住民からの相談対応・情報収集・調査研究 288時間(月24時間) ◆公的行事への出席 10時間</p> <p>35時間+39時間+288時間+10時間=372時間 372時間÷8時間=46.5日</p>	46日

※議員活動量については、議員個々での活動で、見えにくい部分である。平成31年3月に取りまとめられた町村議會議員の報酬等のあり方検討委員会の最終報告では、標準48日と想定されている。

(天塩町における首長の活動量)

首長活動量	年間の職務遂行日数 (土日祝日の移動は含まない)	256 日
-------	-----------------------------	-------

※令和6年中の町長スケジュール及び行事予定表より引用

(天塩町における活動量をもとに、原価方式算定式に当てはめた議員報酬額)

77 日	× 700,000 円	= 210,546 円
256 日		

②首長の給料の3割

③現議員報酬全体の月額歳費の範囲内を考慮（概ね、現議員報酬額の1割程度の増）

議員報酬月額

現行（9人+委員長4人）	要請額（8人+委員長3人）
1,850,000 円	1,815,000 円

（4）審議会への諮問について

議員定数及び議員報酬については、議会、町長部局だけでなく透明性と公平性確保の観点からも審議会に諮問することが望ましく、町長部局において審議会を設置し、諮問いただくよう要請する。

5 今後の流れ（予定）

時期	摘要	備考
令和8年2月2日 臨時会	天塩町議会改革特別委員会中間報告の件	報告
令和8年2月2日	町長への要請書の提出	
審議会での諮問後	天塩町議会の議員の定数を定める条例の一部改正（次期改選時から適用）	発議（委）
定数条例と同時	天塩町議会委員会条例の一部改正（次期改選後から適用）	発議（委）
審議会での諮問後	議会の議員の報酬及び費用弁償等に関する条例の一部改正（次期改選後から適用）	町長提案

以上、本特別委員会の検討経過及び結果の中間報告といたします。